

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの 今後の在り方について（素案）【概要】

【仕組導入の経緯・目的】

- 平成24年度より、司法試験の合格状況や入学者選抜実施状況等において教育成果を出すことができず、「深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを早急に促す観点」から公的支援見直しが導入。
- 平成27年度以降は、これまでの成果等を多面的・総合的に評価するとともに、先導的な取組の提案も評価して、公的支援の配分にメリハリを付ける仕組みに変更。

【法科大学院の現状】

◆ 入学定員充足率・入学者数・競争倍率等の上昇

- ・法科大学院の数：74校（H17） ⇒ 34校（R7）
- ・入学志願者数：72,800人（H16） ⇒ 8,058人（H30） ⇒ 15,271人（R7）
- ・競争倍率：3.26倍（H21） ⇒ 1.86倍（H28） ⇒ 3.52倍（R7）
- ・入学定員：5,825人（H17～19） ⇒ 2,157人（R7）
- ・入学定員充足率：59.6%（H26） ⇒ 95.4%（R7）
- ・入学者数：2,272人（H26） ⇒ 1,621人（H30） ⇒ 2,058人（R7）
- ・修了後5年までの累積司法試験合格率：64.7%（H27） ⇒ 74.1%（R6）

◆ 分野別認証評価

- ・不適格 24校（第1サイクル（H18～22）） ⇒ 1校（第4サイクル（R3～7））

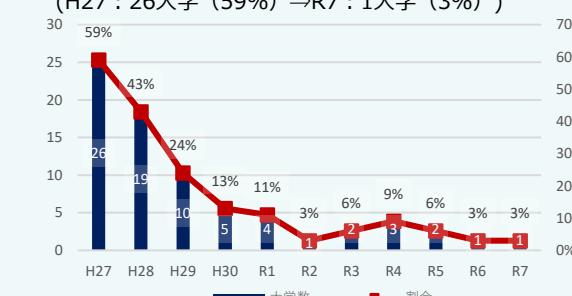
◆ 公的支援見直し強化として重視した指標

● 司法試験合格率（※）【全国平均の半分未満】



● 競争倍率（受験者数/合格者数）【2.0倍未満】

(H27 : 26大学 (59%) ⇒ R7 : 1大学 (3%))



● 入学者数【10名未満】

(H27 : 6大学 (13%) ⇒ R7 : 0大学 (0%))



※H29以前は直近3年間の修了者に係る累積合格率。H30以降は直近5年間の修了者に係る累積合格率。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの現状・課題

【「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の仕組・現状】

＜基礎額算出部分＞

- ・司法試験合格率に偏重する事がないよう、夜間開講や地域配置等も指標に加えているものの、司法試験合格率以外で法科大学院間の差が出ることは少ない
- ・**司法試験合格率が平均未満**の法科大学院は**低位**に位置するなど、**司法試験の結果により、評価結果は固定化する傾向**

＜加算額算出部分＞

- ・各法科大学院が自ら設定した5年間の機能強化構想と、それを実現するための取組、その取組を測るのに適切な数値目標をパッケージとして作成し、その達成度で評価を実施
- ・各大学の目標設定及び実績に影響されるため、**毎年度評価結果は流動的**

▶ 基礎額算定率と加算率を合わせた配分率を活用し、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金に、
予算の範囲内でメリハリを付けて配分

【「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の課題】

- 最終的に司法試験合格率が配分率に影響
- 令和3年度以降の傾向として、**100%以上**の配分率となっているのは**全体の約3割の状態が継続**
- 100%以上の配分率となっている法科大学院は三大都市圏（千葉県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）に集中（R6評価結果）
- 毎年配分率・配分額は変動するため、継続的・安定的運営が困難**
 - ・特に中小規模の法科大学院を中心に、本来安定的に配分されるべき基盤的経費が削減されている傾向
 - ・特にマイナス配分の大学においては教育研究の投資の機会の損失が発生
- 教育研究活動に支障が出るほど負担感**
 - ・本来の教育研究活動の時間確保が困難
 - ・認証評価と重複
- 地域特性や規模なども踏まえた特色・魅力の更なる伸長を図るために必要なきめ細かい評価の実施が困難

【法科大学院の課題・期待】

- 法科大学院全体の司法試験合格率が上昇傾向にある中で、低位で横ばいの大学も存在
- 新たなニーズ（拡大する活動領域）への対応**
 - ・グローバルに活躍できる法曹、AIやデジタル等の先端分野かつ未知の領域に対応できる法曹、地域の司法サービスや裁判外紛争解手続（ADR）を担う法曹等

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの今後の在り方について（観点）

- 法科大学院全体の入学定員は漸減傾向。R7年度の入学定員は、2,157名、政府目標の令和11年度入学者2,200人以上としており、規模の観点のみで言えば組織見直しを促す必要性は低いのではないか。
- 法科大学院間での競争環境の下で、基盤的経費にメリハリ付けを行い、大学の財政を不安定な状況に置き続けることは避けるべきではないか。
- 今後は、各法科大学院が少しでも自らの魅力・特色の伸長に計画性をもって遂行できるよう、教育研究活動の継続性・安定性を図る必要があるのではないか。
- 法科大学院の機能強化に資するような推進方策は、適切な手法等を含め別途検討する必要があるのではないか。